

飯島賢二の『恐縮ですが...一言コラム』

第 295 回 3つしかない！！「相続対策力」

2009.1.25

相続にかかる税金は、全く個人にかかる資産税であり、法人とは関係ない性格のもののはず。しかし、中小企業の社長の場合は、個人と会社、資本家と経営者との区分が明確でないことから、個人的相続の動向はそのまま、会社経営に大きく影響を及ぼすことになる。

したがって、相続税対策は、中小企業の場合、今後の会社経営を左右すべき大変重要な「経営案件」として認識すべきだと思っている。しかも、即効的相続税対策は、殆んどない。「親父が入院、やばそうだ！」そんな発想で始める有効的節税策は、皆無と言っていいだろう。

そのような意味で、単なる「相続税対策」ではなく、「相続対策力」という言葉を使い、その重要度を強調させたい。この言葉には、目先の場当たりの対応でなく、戦略的対策、しかも「何が何でも、実施し続ける」という確固たる意思が含まれており、逆に、実施しない限り何も意味しないことを表している。

究極的に言ってしまうと、相続税対策は三つしかない！！ それは...

「評価額を下げる！」「控除額を増やす！」「財産を減らす！」の三点である。

第一の「**評価額を下げる**」ということは、税法の評価計算の仕組みを活かすことである。現金は100%の評価になる。しかし、税法では、売買価格や税法以外の評価額が、そのまま評価額にならない財産がある。例えば現金を価値性高いゴルフ会員権、有価証券、生命保険等の金融商品等に替えたとすれば、100%評価にはならないかもしれない。

あるいは不動産。同じ土地でも「更地」の評価と、「貸家建付地」の評価では、雲泥の差と言っている。土地の値段が半分ぐらい、違って来るはずである。土地の形状によって、同じ面積の土地も評価額が変わってくる。土地の形を変えるのも、有効かもしれない。

第二の「**控除額を増やす**」とは、税法で認められる「控除」を、できるだけ活用する方法である。例えば、民法上の養子縁組をして基礎控除額を一人分増やす、現行法でいえば、控除する額が1,000万円増えることになる。ただし、実子がいる場合は民法とは違い、増やせる養子は一人までに注意。

あるいは、配偶者控除の最大限の活用ということになる。配偶者が相続する分は基本的には、相続財産の半分までは税金の対象にはならない（詳細規定があるので注意）ことになっている。配偶者がどれだけ相続するかによって、各人の相続税額は大きく変わってくるはずである。

更に、相続財産を「みなし相続財産」へ移行させる方法がある。みなし相続財産とは、本来は相続財産ではないが、被相続人（亡くなった人）の死亡を原因として、相続人のもとに入ってきた財産のことで、死亡退職金や死亡生命保険金などがある。例えば、現金で1,000万円あると、100%もろに税金の対象になる。それを死亡保険金1,000万円の生命保険にした場合、「法定相続人一人当たり500万円×法定相続人の数」の控除が認められることとなり、大変な節税効果が生じるだろう。

第三の「**財産を減らす**」とは、生前贈与の活用のこと。大切な財産を無駄に費消するのは、本末転倒。贈与税の基礎控除額を活用して、有効的、合法的に、財産を生きている間に譲ってしまうことである。贈与税は相続税とは違い、誰に譲ってもかまわない。法定相続人に限らないものである。暦年110万円ずつ、5人に、10年に渡って贈与すれば、5,500万円無税で譲ることができる。

いずれにしる、相続開始（死亡事実）直前でできる対策はない。時間をかけて、一つずつ確実に実施しなければ効果はない。税理士と連携して、長期的相続税対策を今すぐ、始めるべきである。